支部ニュース

2013 年 7 月　No. 476

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス　ｄａｎｔｏｋｙｏ＠ｄｒｅａｍ．ｃｏｍ　〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201　TEL03-3814-3971　Fax03-3814-2623　郵便振替 00130-6-87399

憲法問題

第５回連続憲法学習交流会「安倍教育改革の狙い」

（６月連続憲法学習会講義大要）

旬報法律事務所　並木 陽介

１　経過

　昨年の衆院選の大勝の前に「教育再生実行本部」を自民党内につくった。11 月には中間とりまとめをした。衆院選後、政府内には「教育再生実行会議」を作っている。衆院選後の第２次安倍政権は第１次安倍内閣のやり残しを進めるべく、力が入っている。4 月には学力テスト。6 月にはいじめ防止対策推進法が成立。

２　教育再生実行本部

自民党内の会議。本部長は下村元文科大臣、以下 5 分科会。「本部」での議論を「教育再生実行会議」に持ち込み，その結果を政府に投げて、政府が実行する、という方式がとられている。「会議」は有識者が構成員だが、八木秀二（育鵬会教科書執筆者)、曾野綾子、等、復古的教育観の安倍べったりの人選。

３　自民党政権公約

　２０１２衆院選政権公約では、かなり率直な政策を掲げている。

①　教育理念

　「自助自立する国民」「家族、地域、国への帰属意識を持つ国民」など愛国心教育を強調

②　国家主義的教育の推進。

ジェンダーフリー教育、不適切な性教育はやめる。国旗国歌の尊重、マナーを学ぶ道徳教育推進。教科書採択の見直し。自虐史観の見直し。記載事項を具体的に法律で定める（教科書法)。近隣諸国条項のみなおし。

③　競争主義の徹底

全国悉皆学力試験をする。達成度試験の実施。飛び級制度。６・３・３・４制の変更。大学競争の激化を推進。

④　教育現場管理の強化

公教育における国の責任を強調。いじめを口実とした文科大臣の口出しを可能とする地教行法改正。教育庁を教育委員会責任者に。政治的中立性侵害。組合攻撃を露骨に公言。教員インターンシップ制度の導入。勤務評価と給与の連動。

⑤　企業活動のための教育利用

学生の体験活動を企業採用の活用。産学協同の強化。教員の民間企業への派遣。優秀な留学生を確保して就職斡旋。宇宙政策の推進。

4　改憲案

・憲法 26 条については 1，２項は現状のままだが、3 項に国の教育環境整備義務を入れる。

5　学力テストの実施

悉皆調査をしている。都内では教師が子供に正しい回答を教える、障害のある児童の答案は除外するなどの事例がでている。学校の平均点が下がるから。

今年から結果を公表することになるかもしれないから、大問題。学校ごとの点数が開示されるので、ますます点数主義になる。学校選択制との関係で、いい点数の学校はいい先生がいるということになってしまう。平均点が低いと学校に生徒が集まらない。旭川学テ判決では結果公表をしないことが合憲の条件とされている。

5　いじめ防止対策推進基本法案

道徳心の強調（10 条)。しかし道徳心でいじめがなくなるのか。大津事件は道徳教育推進校だった。いじめがいけないことはわかっていながら、なくならないのはなぜか。道徳心強調で解決は出来ない。競争主義をどう解決するのか。いじめの原因から目をそらしている。

5 条では、父母の責任の強調。親の責任を強調してもいじめがなくなる物ではない。いじめた子供への「毅然とした指導」、出席停止などの制裁。上から抑えて, いじめがなくなるはずはない。陰湿ないじめが残るだけ。いじめをする子供、いじめられる子供の 1 対 1 対応にしかなっていない。現場の教師の力を使っていじめを解決するという視点がない。

6　まとめ

大学改革は優秀な人を育てて、日本企業のための人材作りを露骨に提言している。教科書法についても自民党本部から出されている。少数説もきちんとかけといっている。近隣諸国条項の見直しなども入る。

総じて、自民党教育改革の本質は、管理統制の強調と企業のための人材作りという新自由主義的改革。

第６回憲法学習会の開催について

「改憲勢力の歴史認識～日本軍「慰安婦」問題を通して～」

事務局次長　枝川　充志

来たる７月２４日（水）、午後５時３０分から、第６回憲法連続学習会（場所：団本部）が開催されます。今回の内容は、「改憲勢力の歴史認識～日本軍「慰安婦」問題を通して～」と題して、大森典子先生を講師としてお迎えします。

折しもさる５月１３日、橋下大阪市長は「慰安婦制度は必要」とし、加えて米軍に対し「風俗をもっと活用してください」と驚くべき発言をし、世界中に日本の政治家の人権感覚の貧困ぶりを見せつけました。このような発言は、日本の支配層において繰り返し行われそのたびに世界に恥をさらしています。しかしその内心においてこれら発言に賛意を抱く人々は、その歴史認識において先の大戦を美化し、また９条を目の敵にする改憲勢力と一致します。

大森先生は、２０年以上に渡り、日本政府に対し謝罪と賠償を求め、闘い続けている「慰安婦」とされた女性たちの活動を支えてきました。

次回学習会では、これら活動とともに、改憲勢力の根底にある歴史認識やその人権感覚についてお話しいただき、「軍国ニッポン」の再現を夢想する改憲勢力の問題性を浮き彫りにしていただきます。

若手の団員の方々、またとない機会ですので、是非、御参加ください。

憲法問題にとりくんで〜団員・事務所の実践報告

八法亭みややっこの出前憲法高座その２

八王子合同法律事務所　飯田　美弥子

１　アウウェイで

御蔭様で、見ず知らずの新日本婦人の会の支部から、ご招待をいただいた。

憲法について学習しましょう、と言っても、「難しくて、ねえ。」と、どうも今一つ、盛り上がらない。困っていたところに、都本部のニュースで、みややっこ先生のお話を目にし、これならば、と思って、突然ですが、お電話をさせていただきました、というお話であった。

憲法の話が敬遠されている、ということ自体、私には心外なこと。こういうところにこそ、私の出番がある。「はいはい、喜んでうかがいます。」

「自民党の改正草案をご用意いただけますか？」とお願いすると、「あの、要約版ではいけないでしょうか？」と送られてきたものは、確かに枚数が少ない。明らかに、なるべく条文を読みたくない、という姿勢である。「いえ、私が噺の中で使う都合があるので、全文をお願いします。」とこちらから、資料を送った。「とんだことになった」と困惑しているであろう役員さんの様子が目に浮かぶ。にやにや。

２　別に面白い話ではないはずが…

⑴ さて、当日。雷雨の中、皆さん、しずくを滴らせながらも、真面目に参集してくださった。ちょうどバザーの品物があったので、その場ですっかりお召し替え。生まれて初めてジーンズを履いたという方もいて、「股上がこれしかないのね。」と不安そうだったのも、微笑ましい。

会場は、３０人の参加で満員。ありがたいことである。

⑵ といって、私は、別に、私の話がとても面白いと思っているわけではない。アメリカの電子レンジの取扱説明書には、「猫を入れてはいけません。」と書いてある、という話と同じくらい、私にとっては、当たり前のことだ（訴訟があったのだ。）。その話を、寄席でプロの噺家がくすぐりに使っており、不思議な気がしたものだった。

以下、（　）内は観客のリアクションである。

イギリスには、憲法典という法律は存在しないんです。（えっ、そうなの。）あの国は、清教徒革命とか名誉革命とか、紳士の国なので、わざわざ文書にまとめるなどという、はしたないことをする必要はない、という訳です。（笑）

フランスは、高等法院という裁判所が悪の根源で、だから、フランス革命は、バスチーユ牢獄をパリの女将さん達が襲撃するところから始まったでしょ？「ベルサイユの薔薇」の世界ですよ。どうして女将さん達を先頭に立てたかといえば、あそこはフェミニズムの国だから、女

に対して武器を向けたりしない。その計算があって、男たちは、女将さん達の後ろに隠れて襲撃したんですね。

それに対して、議会は、サン・キュロット…フランス語のサンは、英語の without。半ズボンも履けない下々の者、ま、私たちですよ。そうした第３身分も入っていたから、信頼が厚い。ちなみに、議会の席が、右から、第１身分（僧侶）、第２身分（貴族）、第３身分という配置になっていたから、今でも、労働者の利益を代弁する勢力を「左翼」というでしょ。（へ〜ッ）

アメリカは、イギリスの法律を適用され、課税されて、ボストンティーパーティーといって、イギリスから船で運ばれてきたお茶の箱を海に投げ捨てるという事件があったりして、イギリスから独立した経過がありますからね。立法府に対する不信感が強い。大統領が強力だし、裁判所もよく憲法判断を出しますよね。

という具合に、三権分立と言っても、その国その国の歴史があり、三権の重みが違っていたりするんです。

日本の場合は、これから、３つの権力が相互に牽制し合う国家体制にするぞ、というので、正三角形の三権分立になっていますね。

(3)　でも、日本国憲法にも、歴史が読みとれるところがあるんですよ。

３３条以下は、本来、刑事訴訟法に定められるべき事項なんです。

法律というのは、憲法がピラミッドの頂点で、その下に、民法とか刑法とか、実体法と呼ばれる法律があって、憲法が変わると、女性の無能力という規定が削除されたり、女性だけが罰せられた姦通罪が廃止されたり、そういう影響が出るわけです。

で、その下に、裁判をするための手続法が、民事訴訟法とか刑事訴訟法とか決められていくんですね。

３３条以下の定めは、二階級特進みたいなものなのです。

どうしてそうなっているのか。

それは、戦前の特高警察の捜査が、余りにひどく人権を抑圧したという歴史があるからです。小林多喜二が虐殺されたのは有名ですよね。ああいうことが、あちこちで行われた。集会のビラを持っていたというだけで、うら若い女工さんが逮捕・拷問される。難しい言葉などわからない。彼女は、「ちゃわんいじほう」で逮捕されたと思った、「ちゃわんいじほう」とはなんですか？と、釈放されたときに、周りの人に質問した、というのです。意味のわからないことで逮捕・拘束するって、ひどいでしょう？（しんみり）

そうした苦い経験から、訴訟法じゃなく、特に憲法で定めたんですね。

どうです。条文を読むと、背後の歴史ドラマが見えてきて、わくわくするでしょう？（間）…あまり共感されてないみたいですね。（笑）

…という感じ。ね、別に面白くはないでしょう？

３　課題が見えた

噺をしてみて、理解してもらうのが難しいと思う点が、２つ見えてきた。

１つは、個人対個人と国家対個人との、場面の違いの区別だ。

確かに、私自身も、法学部１年生のときに、民法に「詐欺」の条文があるのに混乱したからなあ。そうか、その話をすればわかってもらえるかな。

もう１つは、「公共の福祉」の概念と、「公の秩序」の違いである。

公の秩序は、分かりやすい。ときの政権が決めた方針だ。「生類憐みの令」が国会を通ったら、現代でも、公の秩序になり得ると言えばよい。

が。「公共の福祉」は難しい。人権相互の調整、というと、前述の個人対個人の問題とごっちゃになる。誰か、うまい説明の例を教えてくれません？

代々木総合法律事務所の憲法問題の取り組みについて

代々木総合法律事務所　渡部　照子

今年の当事務所における憲法問題の実質的な取り組みは、中野サンプラザで２月２０日に開催した「春の集い」からと言える。「春の集い」は、平和を主要テーマとして毎年開催しており、参加者は、依頼者・地域の方々・議員さんらであって２５０名前後である。今年の講師は、渡辺敦雄氏で「福島原発で何が起こったのか」との題で、分かりやすく福島原発問題を講演して頂き、好評であった。

同集会で全員の方へ配布する封筒の中に、憲法学習会を訴えるビラを入れると共に、集会の最後に憲法出前講座を要請した。また、所内に「憲法プロ」を立ち上げ、学習会要請活動の強化を図ると共に、下記集会を開催した。

学習院大学法科大学院の青井美帆教授を講師として５月２１日（火）に≪「憲法とこの国の将来」を考える集い≫　である。緊急な集会であったが、５０名ほどの方が参加し、青井教授から立憲主義の意義と人権条項などの解説を伺った。青井教授の子どもを育てながら、憲法学者として今日の状況に立ち向かっておられる熱意ある講演を伺い、感動した。

出前講座については、地域の運動体や労働組合などから学習会の要請が続いている。６月２７日までに開催された学習会は２４件である。他事務所より少ないかも知れないが、当事務所としては近年にない件数である。

講演の内容は、各自工夫している。明日の自由を守る若手弁護士の会が作成した紙芝居を利用している弁護士もいる。私は自民党の憲法改正草案の条項を、明治憲法、日本国憲法と比較しながら説明するように心がけている。活動家と言われる方々の中でも草案自体を読んでいる人は少数であるように思われる。条項の説明は、概ね好評である。学習会で出される質問は、橋本発言

の問題点など学習会の際にマスコミに取り上げられている事項、あるいは、憲法は、マッカーサー憲法ではないか、等である。講演時間が１時間ほどある時は、自民党が改正の根拠と主張している事項も含めて話をすることができるが、短時間の時は、講演後の質問時間を利用するようにしている。

学習会の参加者は、１０名以上から１００名以上まで様々である。当事務所は人数にかかわらず要請して頂きたい旨、各団体などにお願いしている。また、参加者の年齢層は、どちらかと言うと高齢者が多い。自民党の改正草案内容で憲法が改悪されたら甚大な影響を受けることになる若い層をどのように引きつけるかは、地域・労組だけでなく我々の課題でもある。

当事務所は、渋谷・中野・杉並の各地域とのつながりがある。それら各地域の９条の会の活動の担い手とも５月２１日（火）になっている。

この間、渋谷９条の会は、憲法に関わる映画上映会、また、東京９条連絡会が作成したポスターの宣伝・配布活動をしている。

９条の会・中野では、一橋大学名誉教授である渡辺治氏の連続学習会に取り組んでいる。今後は、7月２日に「いま何故９６条改憲が」、９月１３日に「９条改憲・戦争できる軍体から戦争できる国へ」、１０月初旬に「自民党改正案の天皇元首化、人権条項改変の狙い」、１１月初旬「維新の会の改憲構想の狙い」、１２月初旬に「憲法改悪を阻むために国民的共同を！」を予定している。５月１０日に開催された連続講座第１回目「戦後改憲策動の歴史と“１２年自民党新改憲草案の行きつく所」は、５０名規模の予定であったが１００名以上の参加者となり熱気あふれる集会となった。

杉並では、この６月１３日に慶応義塾大学経済学部の金子勝教授を講師として「金子　勝さんと考える　これからの日本の進路―憲法・アベノミクス・原発・ＴＰＰ」と題する講演会を開催した。杉並９条の会連絡会は「２０１３　憲法の夕べ」を準備中である。

以上

「ＵＲ高幡台事件：判決検討会の報告」

東京合同法律事務所　瀬川　宏貴

６月１９日、団本部にてＵＲ高幡台事件の不当判決検討会を行いましたので、報告します。

この事件は、ＵＲが、高幡台団地７３号棟の建物が耐震基準を満たさなくなったため建物を取り壊すことを理由に、住民に明け渡しを求めている訴訟です。今回出された一審判決は、ＵＲの請求をすべて認容し、仮執行宣言もつけるというものでした。同判決は、理由中で、どのような耐震改修を行うべきかは、「基本的に建物の所有者である賃貸人が決定すべき事項であり、その結果、耐震改修に経済合理性に反するとの結論に至り、耐震改修を断念したとしても、その判断過程に著しい誤びゅうや裁量の逸脱がなく、賃借人に相応の代償措置が取られている限りは、賃貸人の判断が尊重されてしかるべき」と判示し、また、住民の自己使用の必要性の判断部分で、住民の自己使用の必要性は「主観的利益」に過ぎないと切り捨てるなど、賃借人の保護の視点が全くないものでした。

検討会では、裁判官には居住権という考えがなくなってきている、住居が商品になってしまっている、住まいは人権であるということから説き起こしていくことが重要ではないか、という意見が出されました。その例として、例えば震災で住まいを離れざるを得なかった高齢者は痴呆が進み、また、早く亡くなるケースがあるという研究などを紹介するとよいのではという意見も出されました。

若手弁護士へのメッセージ

TOKYO 大樹法律事務所　**榎本信行**

自由法曹団の会合には最近ほとんど出ないので、失礼しています。
若手弁護士へのメッセージを書けといわれましたが、先輩面をして書くこともあまり気が進まないので日頃感じていることを書いてみます。

私は、登録後砂川事件、松川国賠訴訟、家永教科書訴訟などの大弁護団に参加して、先輩弁護士の行き方を学んできました。

松川事件では、刑事手続きはすでに終わっていましたが、国家賠償訴訟が始まったところで、岡林辰雄、中田直人、鶴見祐策、石田享の諸先生と一緒で、民事裁判の基本をたたき込まれました。松川事件では、岡林辰雄先生から大衆的裁判闘争の基本を学ばされました。「主戦場は法廷外にあり」という有名な言葉を最初にいったのは、岡林先生です。法廷外といっても、やはり裁判ですから法廷での闘いを軽視するわけにはいきません。ただ、裁判官はマスコミの影響をうけおり、真実を見失うことがある。大衆運動で真実を知らせなければいけないというのです。

民事の準備書面などは、中田先生から随分教わりました。１９６０年代には、まだ戦前、戦中派の弁護士が健在で、弾圧を受けて留置された方も大分おられた。こうした方々は、信念が強く裁判官に対する影響力がありました。

砂川事件で、土地収用手続きを阻止する闘いですが、新井章先生に行政訴訟の進め方を教えていただいた。砂川の農民は、粘り強く最後は２４世帯の人だけで闘い、立川基地の返還をかちとるのである。砂川事件は、安保条約の違憲性などが争点で、この事件から私は軍事問題に関心を持ち、後に百里、恵庭、長沼などの裁判に関わることになる。

このようにふりかえって見ると、私はよい事件にめぐまれ、よい先輩に学んできたなと思う。戦後日本が敗戦から立ち直り、高度成長を経て、今日に至る弁護士にとってよき時代を生きてきたと思う。

現在は、弁護士も増え不況で、事務所経営も楽ではない。私の世代の弁護士は、自由法曹団員でも事務所経営にそんなに苦労した人はいないのではないか。
昔は、弁護士も少なく、真面目にやっていれば、依頼者も自然に増えた。しかし、最近はテレビのコマーシャルで宣伝をするという、昔では恥ずかしくてできないようなことをやっている。弁護士大安売の時代である。こういう時代では、何か一つでも、得意な分野を持って、それを中心に依頼者を獲得するようにした方がよいと思う。そして大弁護団に入って、いろいろな先輩のやり方を学ぶことが有効だと思う。

宮里先生の文章を拝読して

東京法律事務所　笹山　尚人

編集部から依頼されていませんが、宮里邦雄先生の支部ニュース475号掲載の文章を拝読して、感想を寄稿したくなりました。

１，集団的労使事件の醍醐味の経験がない

私は、2000年に弁護士登録して、現在13年目です。宮里先生の後輩にもなりますが、東京法律事務所に入所し、事務所の諸先輩に鍛えて頂きながら、「労弁」と名乗っても恥ずかしくないくらいの事件は担当してきたかなと思います。首都圏青年ユニオンの結成に立ち会い、以来顧問弁護士としてユニオンの様々な運動、事件に関わってもきました。

しかし、私も、集団的労使関係の肉弾戦のような事件には遭遇していないのではないか、と思っています。私は1970年生まれで現在43歳。私が高校、大学に進んだ1980年代後半には、既に安保闘争も、集団的労使関係のガチンコ闘争も、ほぼなくなっていたと思うのです。

私が今付き合っている労働組合も、ほぼ個別の労使紛争を職場全体、あるいは労働者全体の問題として取り組んでいるのであって、例えば、全員解雇で職場占拠、みたいな事例はほぼ見たことがないのです。

私よりあとに登録した若い団員たちは、なおさらそうでしょう。

２，課題山積

しかも、我々には課題山積です。

目の前には改憲を企む内閣がある。不平等で不公正な選挙制度の問題がある。原発の被害者の救済や、東日本大震災の被災地の復興は十分でなく、進んでいない。社会保障の切り下げの攻撃がある。

こんな中、私たち自身を取り巻く問題としても、給費制度の復活の運動がある。しかし、法律事務所の経営は思わしくない。

労働者の事件、問題を見ても、パワハラ事件のように事実関係が入り組んでいて処理に手間がかかるわりに、弁護士としての経済効率はよくない事件は多い。生活保護や、医療体制といった労働法の問題だけにとどまらない分野に事件処理や運動の目が及ぶこともある。

３，私たちが時代を切り開く目

こんな状況ですが、私には夢があります。先日息子（6歳）と二人でいたとき、息子からちょっと目を離して自分のことをしていたら、いつの間にか自分のそばに私がいないことに気がついた息子は、気が狂ったようにかけてきて、「なんでそばにいてくれないの！？そばにいてくれなきゃダメ！」と言いました。こんなとき、とても幸せに感じます。

誰もがこんな何気ない暮らしの中で、好きなことをして落ち着いて過ごしたり、家族や友人との関わりの中で、幸せを感じることができる社会。

そこに至るためには、「団結の時代」が再び来ることは不可欠なのだと思います。

そして、そのために働く自由法曹団、日本労働弁護団、青年法律家協会といった法律家団体に集う若い弁護士が、多数集まってきています。宮里先生の事務所にも多数の若い世代の弁護士が加入されていますし、東京法律事務所でもしかり、他の事務所でもしかりです。

彼らは、首都圏青年ユニオンの顧問弁護団にせよ、原発の被害救済にせよ、手弁当で献身的に参加してくれています。

ただ、最初に申し上げたように、私たちにはいかんせん、集団的労使関係事件の経験がないのです。

そこで、提案なのですが、団でも労働弁護団でもなんでもいいのですが、宮里先生のような、集団的労使関係の事件についてご経験のある先生方を講師に招き、かつての労働運動、労働事件の経験を語っていただく会をぜひ開催してもらいたい。その会には、当該事件の当事者である労働者の方にも参加してもらいたい。そしてその話を記録し、広く閲覧できるようにしてもらいたい。

宮里先生たちの経験を引き継ぐことができれば、若い世代の意欲にあふれた活動が、きっと時代を切り開いていけると私は思います。

団の執行部の皆様、ご一考ください。

「団結の時代」を目指して
－宮里先生のメッセージを読んで－

東京南部法律事務所　竹村　和也

宮里邦雄先生の「『団結の時代』は再び来るか」（支部ニュース４７５号）を拝読しました。ＪＡＬ整理解雇事件の弁護団で、「遠くから」宮里先生を見ている新人弁護士として感想を書かせていただきます。

宮里先生は、まず、労度運動の現状に対する危機感を語られています。「憲法２８条の団結権保障は、生きているか、と問われれば、まことに心許ない」という現状に対する危機感です。集団的労使紛争件数の減少、組合組織率の低下等の数字をみれば、それは明らかなのかもしれません。弁護士一年目の私の実感としても、組合活動が情勢を大きく動かしたという体験はしたことがなく、今が「団結の時代」とは思えません。たしかに、ＪＡＬ整理解雇事件では労働組合の強い団結を感じていますが、残念ながら例外的な存在です。

団結の危機的状況は、労働運動だけでなく学生運動にもみられます。自分の学生時代の諸活動を振り返ってみれば、要求実現のために結集する学生は少数派でした（若い労働者の多くが学生時代に団結という経験を経ていないことも、労働運動の衰退に少なからず影響を及ぼしているのかもしれません）。私は学生時代も含めて「団結の時代」を体験したことがないのです。これはとても悔しいことです。

しかし、宮里先生は、以上のような危機感を語るだけではありません。「自立と連帯の団結組織

としての労働組合の再生・復権への思い入れは変わらない」と団結の時代の再来に向けた意気込みも語られています。宮里先生も指摘されているように、現在はブラック企業問題、雇用改革の動きなど、労働組合運動が必要とされている客観的状況にあります。にもかかわらず、総じて労働者（特に若者）の労働組合運動に対する関心は高くありません。それは何故か。当然ながら、労働者が、労働組合で活動することにより権利が守られる、状況を変えられるという実感を持っていないからです。宮里先生が仰っている「権利を学ぶ学校」としての労働組合の不機能もそのことを示しているように思いました。

　では、我々に何ができるか。言うまでもなく労働組合運動による権利獲得のお手伝いをすることです。労働組合が関わる個別労使紛争、集団的労働紛争に勝利することに貢献すること、さらに労働者に対する権利教育を担うことです。それらの積み重ねによって、労働者は組合に対して期待・信頼し、組合活動は活発になるはずです。先ほども述べたように、今は労働組合運動が必要な状況です。あとは、それに労働組合がどれだけ応えることができるか、弁護士がそれにどう貢献できるかが問われているように思います。「団結の時代」が再来する客観的状況は整っています。私は、その「団結の時代」を目指したい。そのためにも宮里先生をはじめ「団結の時代」を担ってこられた諸先輩方から多くのことを学んでいきたいと思っています。

そうだ！サマーセミナーに行こう

事務局長　齊藤　園生

今年のサマーセミナーは参議院選の直後に開催されます。選挙結果がどのようなものになるにしろ、改憲を掲げる勢力は、憲法解釈の変更や、平和主義を骨抜きにするような立法、そしてあわよくば憲法条文の改正と、あらゆる手段で、平和主義を否定し、日本が海外で戦争行為を遂行できる体制をつくり、「普通の国」になるように手を尽くしてくることは確実です。

この改憲の動きに対応して、さらなる憲法を守る運動を進めるために、今回のサマーセミナーは思い切って憲法問題に集中したものにしたいと思います。

★1 日目の学習会は半田滋さんが講師です★

1 日目の学習会講師は東京新聞論説委員の半田滋氏です。半田さんは新聞記者として、在日米軍、防衛省、自衛隊を 20 年以上にわたり取材してきました。改憲を公言する安倍政権の登場に強い危機意識を持ち、発言を続けています。日本の安全保障にとって、日米同盟を強化し、集団的自衛権行使を解禁することが本当に必要なのか、むしろ日米同盟一辺倒、改憲を目標とする安倍政権こそ東アジアの不安定要素になっていないか、という根本的問題を提起しています。新聞記者ならではの幅広い知識と取材した事実に基づいた学習会になること間違いありません。乞うご期待。

★2 日目は拡大幹事会、憲法運動徹底討論です★

現在各事務所に憲法運動アンケートを募集しています。各事務所の取り組み、運動の中で困難を感じている点、工夫が必要と感じている点、成果を上げている点など、各事務所の率直な意見をお寄せください。

2 日目は拡大幹事会という位置づけで、アンケートにもとづいて、各事務所・地域での憲法運動の取り組みについて徹底討論をしたいと思います。特に多くの事務所では運動面では事務局の力も非常に大きいと思います。今回は弁護士だけではなく、各事務所から事務局の参加を要請します。

これまでの憲法運動の取り組みを総括し、秋以降憲法運動をさらに広げ、改憲策動を徹底して打ち破っていきましょう。

日時　　8 月 23 日午後 13 時～8 月 24 日 12 時頃　終了　予定
場所　　箱根　ホテル岡田　http://www.hotel-okada.co.jp/
参加費用　17000 円

「市民に選挙をとりもどせ！」を活用しましょう

幹事長　前川　雄司

団通信６月２１日号（１４５６号）に紹介されているように，憲法学者の小沢隆一さん（東京慈恵会医科大学教授），田中隆団員，山口真美団員編著の「市民に選挙をとりもどせ！」（大月書店）が６月２０日に出版されました。

この本には，小選挙区制の問題点，「べからず選挙法」の問題点，そして「これだけできる選挙運動・政治活動」という３本の柱が，市民に対する抑圧とそれに対する市民の運動の歴史として示されています。

宇都宮選挙（都知事選）にも現れたように，反原発，反貧困，反ＴＰＰなど，政治を変えたいという市民の自発的な運動（人権の行使）が広がっています。

「ネット選挙」の解禁や堀越事件最高裁判所判決によって，「べからず選挙法」に風穴が開けられました。

そして，今，重要な参議院議員選挙が公示されようとしています。

この参議院議員選挙で，正しい選択がなされるよう，「市民に選挙をとりもどせ！」を活用しようではありませんか。

現行法のもとでもできる選挙運動・政治活動の権利を市民が十分に行使できるように，とりわけ「ネット選挙」で市民の権利が十分に行使できるように，さまざまな試みをしたいものです。

定価は１８９０円（消費税含む）ですが，自由法曹団関係などは２０％引きの１５１２円です。チラシを大月書店にＦＡＸして注文すると，注文者がだれであっても，自動的に割引価格になります。５冊以上まとまると送料は出版社が負担します。チラシは，改憲・比例・治安のＭＬからダウンロードするか，団本部に連絡してＦＡＸ送信を受けてください。一定数団本部で預かっており，本部で現品を販売もしています。
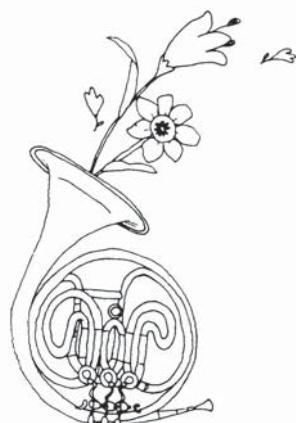
6月幹事会　議事録　参加者10人

１　都議選を踏まえて

M）革新懇での議論。共産党の躍進、自民党の悪政に対する批判票の受け皿となった

しかし、４年前に議席数を落としたときに比べ、投票数が 1.05 ポイントしか伸びていない。

楽観視できないが、参議院選挙にも意欲を持って臨みたいとの姿勢であった

若手の弁護士が弁士をするなど意欲的に選挙支援をしている

M）９６条改正問題、まだ国民に浸透していない

国民の７割が賛成しても３分の１の国会議員が反対すれば憲法を改正することが出来ないという議論は、なかなか打ち破るのが難しく議論の必要がある

M都議選について、現場は棄権率が高いことから厳しい見方であった

結果については意外という見方が多いようである

M）自民党が勝利したが、自民党自身は比較的謙虚に受け止めている

ただし、安倍首相は今後憲法改正問題に取り組むと明言している

１回の選挙で３分の２をとることはできないから、後々憲法を改正するために９６条改正に取り組むという姿勢が感じ取れる

H）共産党議席倍増は喜ばしいことであるが、民主党が負けすぎである

このままでは参議院選挙で改憲勢力が３分の２になる危険性があり油断できない

M）民主党は、支持率が下がったとはいえ負けすぎである

ただし参議院選挙で改憲勢力が３分の２をとるということはないだろう

２　憲法をめぐる取り組み

S）都内の弁護士５名以上の事務所に憲法アンケートを依頼した

今年のサマーセミナー２日目で討論をする予定である

現在のところ八王子、東京中央、渋谷共同、旬報、まちだ・さがみから回答

若い人にどうやって訴えるのかについて工夫が必要であるという意見がある

より多くの事務所から回答を得て、サマーセミナーを充実させたい

I）あかしあ事務所で依頼者を呼んで「憲活（けんかつ）のすすめ」という学習会を実施した

各弁護士がそれぞれ条文を担当して紹介したが高齢者層が多く若い人にどう広めるかは課題である

M）東京南部事務所、９条の会で伊藤真氏を呼んで立憲主義について学習会を実施

クリスチャンの方が憲法について学んでいるということもある

立憲主義との問題を含めて憲法のすばらしさを知ってもらう機会を増やすべき

H）宗教家からの反応はよい　平和を訴えやすいところがあり連携を模索したい

若手弁護士の会が憲法学者と共同で声明を出す予定である（７月２日に記者会見、発表予定)。

M）宗教家は基本的に絶対的な平和主義者である　だからこそ広めやすい
ただし武力によって国を守ろうという人に対して宗教は答えにくい
武力によって阻止しようとしたら、どういう結果になるのかを訴える必要がある
より平和的な手段によって解決するのが合理的であるということを訴えるべき

M）武力が必要だという人はやられてしまったら話し合うしかないのかと主張する
国民が脅威にさらされて良いのか、ということに対してどう反論するか

M）やられたらおしまいということではない　外交の問題である

M）参議院選挙に向けて油断せずに憲法改正反対という声を届けていく必要がある

３　選挙制度問題

M）０増５減について法案が成立した
議員定数削減についてそれでよいのかという疑問を投げかける声も出始めている

M）今年の秋ころに消費税増税に踏み切ることになる
そうなれば、そのころには身を切る論で議員定数削減問題が浮上してくるだろう

M）田中・山口両弁護士が執筆した本が発行されるので是非活用を
今度の参議院選挙がはじめてのネット選挙になる

４　民弁との交流について

S）自由法曹団東京支部と民弁で共同声明を出す予定で、検討中である

５　労働問題、貧困問題

O）規制改革会議の答申、成長戦略、雇用ワーキンググループの報告が発表された
限定正社員制度、労働時間規制の見直し、労働者派遣法の見直しなど
批判のブックレット、派遣法についての意見書を団で発行予定である

M）使用者側の主張に労働者側が反対しているというレベルの話ではない
現在は複数の会議があるが労働者側の意見が通らない
日本の使用者の倫理に反する部分をもっと訴えていくべきである

S）現在の日本でどのような労使関係を作り上げたらいいのか。
落ちこぼれていった人は社会保障で受け止めるしかない　それでよいのか

M）日本の労働組合の組織率は決して低くない
しかし、ごく一部の組合を除いてこれが労働組合なのかというのが実態だ

H）労働組合とは、ということをもっと広めていくべきだ

６　震災・原発問題

Ｉ）避難者を原告にしている原発被害弁護団（１２月３日に一時提訴をした弁護団）で二次提訴を予定している　１００名を超える見込み

時間が経つにつれて、被災者が中傷を受けるなどして疲弊してきている
裁判が終わるまでもつかわからないという声もあり、早期解決が重要

M）政府の審議官がツイッターで暴言を吐いた件、高市政調会長の発言
政府も自民党全体が原発問題についてまじめに考えていない
毎月、震災関連死が増えているが、政府が認定しない可能性が高い

Ｉ）第一次提訴、国は求釈明のみで具体的な答弁をしていない
東京電力は不法行為は審理の対象から外すべきであるし、過失はないと主張

7　教育問題

H）教科書問題について弁護士だけでできることは少ない
経験交流するにしても市民に参加してもらったほうがいのではないか

S）運動の主体は市民なので市民に話を聞かなければ得るものがない

M）安倍教育改革が非常に悪い　過去の総括もしなければならない

M）安倍は教育に対して多面的な働きかけをしてきている
教育改悪が通ればどの教科書も同じ内容になってしまう
教員への締め付けなど、教育行政自体が問題ではないか

M）教育闘争で教員の果たす役割が弱いが、教員に参加してもらわなければならない
なぜ安倍が教育改革に熱心なのか、兵隊が戦争をする気になるようにするための教育改悪である
２０～３０年の闘いと位置づけないと対抗できない

H）まず教科書運動に絞って経験交流をするというのが現実的
杉並、大田、武蔵村山に限らず多くの市民に参加してもらう経験交流会を目指す

8　オリンピック問題

Ｉ）６月２７日に会議の予定　ＩＯＣの報告書を踏まえて対応を議論

9　サマーセミナーについて

S）憲法運動のアンケートの集約を　その結果を踏まえて議論をしたい
弁護士だけではなく事務局にも参加してもらうよう声かけをする

１０　選挙運動の自由と弾圧・干渉等

M）都議選はポスターを燃やされた、切られたということはあったが特定の勢力による妨害という感じではなかった
ただ、この数年間警察の動きは低調だったが、今回は警察の動きが活発だった

S）弾圧というより妨害というものが多かった印象

１１　その他

（1）団事務所移転問題

M）現在の建物は震度６以上の地震で倒壊する危険性があるが、実際問題として建替えはできない。組織・財務委員会では他の場所を探して購入するのが合理的ではないかということになった

M）大きさは委員会を開ける程度の広さ（７５㎡程度）を考えている。
常幹など多人数が集まるときは外の部屋を借りることになる。
このような方向でいいか、賃貸か購入か、場所はどうするのか、資金などこれから団内で議論を。

（2）次長人事について

S）任期２年目の次長が３人で１年目が１人しかおらず、早急に補充する必要がある

（3）ＵＲ高幡台団地事件について

M）判決検討会を行った　修繕義務なし、先に結論ありきの判断であった
住まいは人権ということで、転出させられることによってどんな問題が起こるかを訴えてはどうかなどの意見が出された

（4）明治乳業の差別事件

M）２０数年間闘っている差別事件　公益委員会議が１回で決定を決めたようである

＊＊＊お詫び＊＊＊

先月号の支部ニュース、5月幹事会議事録の中で、育鵬社の教科書が採択された市を、「武蔵野市」としていましたが、正しくは「武蔵村山市」の誤りでした。大変失礼しました。お詫びして訂正いたします。

日誌　　　6 月 17 日～7 月 7 日

6 月 10 日　国際問題委員会／団治安問題委員会

15 日　団労働問題委員会／団常任幹事会

17 日　団将来問題委員会／団事務局会議

19 日　市民ＵＲ検討会

26 日　支部幹事会／支部憲法問題学習会／団労働問題委員会

27 日　第 6 回異議あり！2020 年オリンピック東京招致集会実行委員会

7 月 1 日　団給費制問題委員会

2 日　団事務局会議

3 日　団構造改革ＰＴ

4 日　支部事務局会議／支部弾圧対策会議

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ
団体所得補償保険 ＋ 団体長期障害所得補償保険（ＧＬＴＤ）

主な特徴（２つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引２５％**
■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
■**国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

●病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●**ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
●**所定の精神障害による就業不能も補償**します。

＜保険料表（月払）＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、・
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
（保険金額10万円あたり）

満年齢＼対象期間	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

＋

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

●病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●**所定の精神障害による就業障害も補償**します。
※最長2年間
●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜保険料表（月払）＞

団体割引25%、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼支払対象外期間	対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年 372日 男性	372日 女性	737日 男性	737日 女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞
株式会社 宏栄
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3
橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

＜引受保険会社＞
株式会社損害保険ジャパン
〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03（3231）4111

（SJ-07999、平成24年11月9日）